

○厚生労働省令第百二十三号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第二条第二項の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項」を削り、同条第二号中「母子感染者」を「法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。